

かのん調剤薬局 調剤報酬算定点数一覧（令和7年4月1日施行）

当薬局でお支払いになる医療費は、下記の項目を合算して患者負担割合を掛けて計算しております。1点あたり10円です。

調剤報酬点数 = 調剤技術料 + 薬学管理料 + 薬剤料 + 特定保険医療材料料

ご不明な点は、受付窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

《 調剤技術料 》

項 目		算定単位、上限	点数
調剤基本料 1 （複数医療機関の処方箋の同時受付2回目以降は80/100）		処方箋の受付1回につき	45点
分割調剤（1）長期保存の困難性（2）後発医薬品の試用		（1）2回目以降の調剤時（2）2回目の調剤時	5点
加算	後発医薬品調剤体制加算 2 （後発医薬品使用率85%以上）	処方箋の受付1回につき	28点
	医療DX推進体制整備加算 3	月1回限り	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬		処方箋の受付1回につき	21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1～7日分以下	1調剤につき、3調剤まで	190点
	8～28日分以下	（120点+10点/1日分につき）	10点/日
	29日分以上		400点
注射薬		処方箋の受付1回につき	26点
外用薬		1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
加算	無菌製剤処理加算（注射薬のみ） 中心静脈栄養法用輸液 麻薬 6歳以上	1日につき	69点
	6歳未満		137点
	抗悪性腫瘍剤 6歳以上		79点
	6歳未満		147点
	麻薬加算 向精神薬加算・覚せい剤原料加算・毒薬加算	1調剤につき	70点 8点
	自家製剤加算（内服薬、屯服薬）	※予製剤・錠剤分割は20/100	
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤（内服薬）	7日ごと	20点
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤（屯服薬）		90点
	液剤		45点
	自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	1調剤につき	90点 75点
	液剤		45点
	計量混合調剤加算（内服薬、屯服薬、外用薬） 液剤		35点
	散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤	（予製剤は20/100）	45点 80点
	時間外加算		100/100
	休日加算 深夜加算 夜間・休日等加算		基礎額への割増割合 140/100 200/100 処方箋の受付1回につき 40点

《 薬学管理料 》

項 目		算定単位、上限	点数
調剤管理料			
① 内服薬	1～7 日分	処方箋の受付1回につき、①または② ①は1 剤につき3 剤まで	4 点
	8～14 日分		28 点
	15～28 日分		50 点
	29 日分以上		60 点
② 上記以外			4 点
加算	重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整以外）	処方変更が行われた場合	40 点
	重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整）		20 点
	調剤管理加算	初めて処方箋を持参または処方内容の変更	3 点
	医療情報取得加算	1 年に1 回	1 点
服薬管理指導料			
① 3ヶ月以内に再来局・手帳の提示	処方箋の受付1 回につき		45 点
			59 点
			45 点
			45 点
			59 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22 点
	特定薬剤管理指導加算 1 イ	安全管理が必要な医薬品の新規処方	10 点
	特定薬剤管理指導加算 1 ロ	安全管理が必要な医薬品の変更など	5 点
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍薬(月1 回限り)	100 点
	特定薬剤管理指導加算 3 イ	RMP の説明・指導(初回に限り)	5 点
	特定薬剤管理指導加算 3 ロ	医薬品選択の説明・指導(初回に限り)	10 点
	乳幼児服薬指導加算	6 歳未満の乳幼児の場合	12 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350 点
吸入薬指導加算		3ヶ月に1回に限り	30 点
外来服薬支援料 1		月1回に限り	185 点
外来服薬支援料 2		42 日分以下(7 日ごと)	34 点
		43 日分以上	240 点
加算	施設連携加算	施設入所患者(月1回に限り)	50 点
服用薬剤調整支援料 1		月1回に限り	125 点
服用薬剤調整支援料 2		重複投薬等の解消に係る実績がある場合	110 点
		上記以外、いずれも3ヶ月に1回に限り	90 点
調剤後薬剤管理指導料 1・2		月1回に限り	60 点
服薬情報等提供料 1		月1回に限り	30 点
服薬情報等提供料 2		月1回に限り	20 点
服薬情報等提供料 3		3ヶ月に1回に限り	50 点

《 薬剤料 》

項 目	算定単位、上限	点数
使用薬剤料(所定単位につき 15 円以下の場合)	調剤料の所定単位につき	1 点
〃 (所定単位につき 15 円を超える場合)	調剤料の所定単位につき	10 円又はその端数を増すごとに 1 点

《 特定保険医療材料料 》

項 目	算定単位、上限	点数
特定保険医療材料料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を 10 円で除して得た点数